

# 「実質株主確認制度整備に向けた実務者検討会」 第1回会合で共有された法制度に係る主な論点

2025年6月25日



一般社団法人  
全国銀行協会

## 1. 「実質株主確認制度整備に向けた実務者検討会」の概要

<p><b>検討会の目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質株主確認制度が全体として円滑に機能するよう、法制度の設計に係る議論と並行し、フィージブルな実務運用や運用スキームの確立に資するよう、発行会社から投資家まで広く存在する実務関係者が一堂に会し、解決すべき課題や具体的対応等を検討すべく、2025年3月に設置（事務局：全銀協）。</li> <li>・ 2025年6月11日に第1回会合を開催。発行会社、仲介機関、投資家のメンバーから、それぞれの立場での制度へのニーズ、懸念、論点についてプレゼンを行い、メンバー間で認識を共有した。</li> </ul>
<p><b>メンバー・オブザーバー</b></p>	<p>【メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業（発行会社）：日本経済団体連合会、全国株懇連合会</li> <li>・ 仲介機関（カストディアン等）：証券保管振替機構、信託協会、 日本証券業協会、全国銀行協会</li> <li>・ 国内投資家：投資信託協会、日本投資顧問業協会、生命保険協会、企業年金連合会</li> <li>・ 海外投資家：国際銀行協会、海外金融機関（グローバルカストディアン）</li> </ul> <p>【オブザーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当局：金融庁、法務省、経済産業省</li> </ul>
<p><b>議論のプロセス</b></p>	<p>【プロセス①：論点整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>法制度として法制審において議論いただくべき論点</b>と、実務運用に関するものとして本検討会で議論する論点を整理する。</li> </ul> <p>【プロセス②：実務フローやスキームの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質株主確認制度を実務運用していくための具体的なフローやスキームについて、諸外国の状況等も参考に検討を行う。</li> </ul> <p>【プロセス③：実務フローやスキームの実現に向けた検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務フローやスキームを実際にワークさせるため、システム化（必要なコストの分担等も含む）の検討を行う。</li> </ul>

## 2. 実務者検討会第1回会合で提示された法制度に係る主な論点

- 実質株主の確認に当たっては、発行会社から投資家まで実務関係者が広く存在し、本制度についてそれぞれの立場で様々な課題や論点がある。第1回会合では、各実務関係者から論点が共有された。
- 特に制度趣旨・目的に関しては、発行会社、投資家、仲介機関で意見や課題認識に相違が見られており、法制度の設計における検討が必要と考えられる。

項目	主な論点（課題認識・検討の視点）
制度趣旨・目的	<p><b>発行会社の意見・課題認識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」に加え、「株主共同の利益の保護」も含めるべき。</li> <li>・ 株主総会に向けた株主との対話を目的とした、定期的なタイミング（半期や四半期毎といった株主名簿作成のタイミング）での把握に加え、「アクティビストへの対応」や「投資家から重要な提案を受けたとき等の対応」として、発行会社の希望する任意のタイミングで実質株主を速やかに把握したいとのニーズ。</li> </ul>
	<p><b>投資家の意見・課題認識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」を前提に、権利確定日や月末、四半期ベースなど一定の基準を設けることが望ましい。</li> <li>・ 制度趣旨を明確化するとともに、過度な照会がないようにすることが望ましい。</li> <li>・ 照会目的と照会事項を明確化し、当該目的に該当する場合に限り、開示請求できると定めるべき。</li> </ul>
	<p><b>仲介機関の意見・課題認識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本制度の目的である「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」を前提に、制度の対象となる名義株主・実質株主の範囲を限定すること等を検討すべき。</li> <li>・ あまりに日本特有の制度が導入され、海外投資家に忌避されないよう留意が必要。</li> </ul>

## 2. 実務者検討会第1回会合で提示された法制度に係る主な論点

項目	主な論点（課題認識・検討の視点）
実効性確保、情報の提供を怠った者への制裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令により海外の実質株主（本邦非居住者）に義務を課することができるか。</li> <li>海外の実質株主（本邦非居住者）の所在国の法令により情報提供が制限される可能性、仲介機関（含む資産運用業者）と当該実質株主との契約において守秘義務がある場合の対応に留意が必要。</li> </ul>
制度利用できる者、照会を行える者	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質株主の確認を行えるのはすべての株式会社か。それとも上場会社だけか。</li> <li>代理人からの照会は認められるか、その場合の扱いはどうなるか。</li> </ul>
照会に対して回答等の義務を負う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>回答義務者は、どこまで、いつまで、どのように対応すれば法令上の義務を果たしたとみなされるのか。</li> <li>海外株主について株主名簿上「グローバルカストディアン名（常任代理人サブカストディアン名）」と記載されている場合、回答義務は常任代理人のサブカストディアンが負うのか。</li> </ul>
回答義務者が回答する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「実質株主」の定義、範囲をどう設定するか。</li> <li>回答する情報の範囲・内容（実質株主の氏名、住所、連絡先、保有株式数、議決権行使に関する指図権の有無、最終的なアセットオーナーの有無等）はどう設定するか（名義株主や仲介機関等は必ずしもこれら情報を把握していない）。</li> </ul>
回答の期限、手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外の実質株主（本邦非居住者）については、階層（株式の保有構造）が複雑であり、かつ国境を跨ぐため、情報の遣取りに非常に時間を要すると考えられる（現状、確認手段が郵送とならざるをえない場合が想定される）。</li> </ul>